

事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係 2 預り金関係 新旧対称表

改 正 案	現 行
2 預り金関係 2-2 出資法第2条に関する具体的な対応 2-2-2 一般からの照会等により出資法違反の疑いのある情報に接した場合の対応 一般市民からの照会等により出資法第2条に違反するおそれのある情報に接した場合には、直ちに、当該情報を捜査当局に提供するとともに、<u>金融庁担当課室</u>に報告するものとする。 2-2-3 貸金業者の検査により出資法違反の疑いのある情報に接した場合の対応 貸金業規制法に基づく貸金業者の検査は、同法第42条第2項の規定により、資金需要者等の利益の保護の観点から行われるものであるが、検査の際、出資法第2条に違反するおそれのある情報に接した場合には、直ちに、当該情報を捜査当局に提供するとともに、<u>金融庁担当課室</u>に報告するものとする。 2-3 捜査当局及び消費生活センター等との連携等 2-3-2 出資法第2条関係以外の悪徳商法に関する情報の報告 一般からの照会等により、出資法第2条関係以外の悪徳商法に関する情報に接した場合においても、直ちに、当該情報を捜査当局に提供するとともに、<u>金融庁担当課室</u>に報告するものとする。	2 預り金関係 2-2 出資法第2条に関する具体的な対応 2-2-2 一般からの照会等により出資法違反の疑いのある情報に接した場合の対応 一般市民からの照会等により出資法第2条に違反するおそれのある情報に接した場合には、直ちに、当該情報を捜査当局に提供するとともに、<u>監督局金融会社室</u>に報告するものとする。 2-2-3 貸金業者の検査により出資法違反の疑いのある情報に接した場合の対応 貸金業規制法に基づく貸金業者の検査は、同法第42条第2項の規定により、資金需要者等の利益の保護の観点から行われるものであるが、検査の際、出資法第2条に違反するおそれのある情報に接した場合には、直ちに、当該情報を捜査当局に提供するとともに、<u>監督局金融会社室</u>に報告するものとする。 2-3 捜査当局及び消費生活センター等との連携等 2-3-2 出資法第2条関係以外の悪徳商法に関する情報の報告 一般からの照会等により、出資法第2条関係以外の悪徳商法に関する情報に接した場合においても、直ちに、当該情報を捜査当局に提供するとともに、<u>監督局金融会社室</u>に報告するものとする。